平成２５年（フ）第４００号
愛知県碧南市三度山町３丁目13番地11
破産者　旭　　知美（旧姓都築・平林）
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５号
滋賀県高島市安曇川町南船木514番地
破産者　藤井デンキこと　藤井　康彰
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８６号
京都市北区大北山原谷乾町27番地23
破産者　割石　リカ
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６９号
兵庫県尼崎市善法寺町26番１―201号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番１―301号
破産者　ＡＰＯ製作所こと　奥間　雅夫
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７号
兵庫県西宮市大谷町５番32号、前の住所兵庫県西宮市弓場町８番29号
破産者　中川　裕也
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６号
兵庫県尼崎市下坂部２丁目24番10号
破産者　上村喜代彦
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県揖保郡太子町東保52番地　ヴィラモンターニュＢ棟102号室、従前の住所兵庫県加古川市加古川町粟津546番地の３
破産者　やすだ屋ことＳＥＶＥＮこと　安田　勝典
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１６３号
奈良県大和郡山市下三橋町632―２
破産者　クオリティクラブこと　今中　英樹
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０６号
奈良県桜井市大字桜井979番地の１
破産者　太陽社こと　松田　好永
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４０７号
奈良県桜井市大字桜井979番地の１、住民票上の住所奈良県桜井市大字桜井666番地の６
破産者　松田　　勲
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１７９号
広島市安佐北区三入７丁目32番30号
破産者　西村　勇作
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０３号
香川県仲多度郡琴平町五條798番地　メゾン・ド・ラフィーネ107号
破産者　宮地　日吉
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第５号
愛媛県西予市宇和町卯之町５丁目173番地１
破産者　渡邊　靖司
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第７号
愛媛県宇和島市寄松甲898番地１
破産者　高魚　　進
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１８１号
北九州市小倉南区大字母原109番地
破産者　矢口　敏広
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７５号
仙台市若林区六丁の目中町10番45号　プチメイゾン203、破産開始決定時の住所仙台市若林区伊在字東通14番地の２　23Ｂ―５Ｌサンデュエル六丁の目1002
破産者　金野　芳幸
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
群馬県太田市本町43番50号
破産者　辻　　輝美
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１４２号
富山県氷見市柳田97番地１　サンコーポ柳田206号
破産者　成瀬　　昭
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部